

2025（令和7）年度 事業報告書

社会福祉法人山鳩会
せせらぎの里 共同生活援助

1. 理念・方針

（1）法人理念

①障がいがある人に…

自分の持っている力を発揮しながら、普通の生活を営み、自らが社会に価値のあるものである事に気づき、自己実現していけるよう支援する。

②障がいがある人の家族に…

障がいがある人への思いを受け止め、それを実現していく。

③援助者には…

障がいがある人と共に歩みつつ、自己実現を図るために必要なサービスを提供し、常に向上的である人材に育てる。

④地域の方に…

共に生きていく環境を実現するために、お互いにメリットのある関わりを築いてく。

（2）基本方針

①利用者の人権を守り、主体的で健康的な生活が送れるよう、個々のニーズに基づいた個別支援計画を作成し、適切かつ効果的なサービスを提供する。

→日常での関わりや観察、家庭、通所時事業所での様子の情報を共有し、個々のニーズに基づいた個別支援計画を作成し、サービスの提供を行った。

②安全で、居心地の良い環境を提供する。

→個々の障害や身体状況、生活習慣に合わせ、居心地の良い環境調整に取り組んだ。

③日中活動事業所、その他関係機関等との連携を密にし、切れ目のない支援を提供する。

→通勤時や日中活動中にトラブルが起きた際は、情報を共有し、共に解決策を考え、切れ目のない支援の提供を行った。

④介護者の高齢化や親亡き後などを見据え、地域のネットワーク支援体制の構築を図るために、地域生活支援拠点等としての機能を担う。

→緊急時の短期入所依頼が起きた際は職員配置の調整を行い、対応をした。また、地域連携推進会議の開催をし、ネットワーク支援体制の構築に努めた。

（3）中期目標（令和7年度～令和9年度）

①ユニット間の状況、課題を共有し、連携体制を整える。

→毎月の職員会議や、都度情報を共有し、職員全体で課題に取り組んでいくことに努めた。

②休日支援の充実化を図る。

→職員とウォーキングや買い物に出掛けたり、移動支援へつなげ、充実化に努めた。

③研修参加への環境、体制を整え、サービスの質の向上を図る。

→法人内研修に非常勤の参加ができるように体制を整えた。

2. 施設概要

(1) せせらぎの里たまこ 指定共同生活援助（介護サービス包括型）

- ①利用定員 5名
- ②所在地 東京都東村山市多摩湖町二丁目5番地36
- ③開所年月 令和2年10月
- ④施設規模 敷地面積 198.36㎡
延床面積 158.16㎡（小屋裏収納含む181.34㎡）
専用部面積 102.26㎡
建物構造 木造2階建て
賃貸区分 （土地）法人所有 （建物）法人所有

(2) せせらぎの里あおば

- ①利用定員 6名
- ②所在地 東京都東村山市青葉町三丁目21番地1
- ③開所年月 令和4年4月
- ④施設規模 敷地面積 260.33㎡
延床面積 171.86㎡
専用部面積 167.86㎡
建物構造 木造2階建て
賃貸区分 （土地）法人所有 （建物）法人所有

(3) せせらぎの里くめがわ（9月まで）

- ①利用定員 4名
- ②所在地 東京都東村山市久米川町四丁目23番地17
- ③開所年月 令和4年4月
- ④施設規模 敷地面積 158.67㎡
延床面積 140.76㎡
専用部面積 116.01㎡
建物構造 木造2階建て
賃貸区分 （土地）賃貸 （建物）賃貸

(4) せせらぎの里あきつ（10月より開所）

- ①利用定員 6名
- ②所在地 東京都東村山市秋津町三丁目34番地18
- ③開所年月 令和4年4月
- ④施設規模 敷地面積 207.98㎡
延床面積 142.42㎡
専用部面積 142.42㎡
建物構造 木造2階建て
賃貸区分 （土地）法人所有 （建物）法人所有

3. 職員構成

職 種	配置人数
管理者	1名※兼務

サービス管理責任者	1名※兼務
世話人（常勤職員）	3名※内2名兼務
世話人・夜間支援員（非常勤職員）	10名
生活支援員（非常勤職員）	7名
事務員（非常勤職員）	1名
合 計	21名

※管理者は世話人（常勤職員）と兼務

※サービス管理責任者は世話人（常勤職員）と兼務

4. 利用者状況

（1）障害程度

	1	2	3	4	5	合計
愛の手帳	0名	7名	7名	3名	0名	17名
身体障害者手帳	0名	2名	0名	0名	0名	2名
精神保健手帳	0名	0名	0名	0名	0名	0名

※身障手帳、精神保健手帳と重複

（2）年齢構成（平均年齢46歳）

	19歳以下	20～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60歳以上	合計
男性	0名	1名	6名	2名	7名	1名	17名
女性	0名	0名	0名	0名	0名	0名	0名

最低年齢…28歳 最高齢…78歳

（3）担当福祉事務所

東村山市	杉並区	清瀬市			合計
15名	1名	1名			17名

（4）障害支援区分

区分	なし	1	2	3	4	5	6	合計
人数	1名	0名	0名	4名	3名	9名	0名	17名

（5）利用状況

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
入所者	0	0	0	0	0	0	2	1	0	0	0	0	3
退所者	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1
延べ日数	450	465	450	465	465	450	527	510	527	527	476	527	5839
延べ人数	411	429	421	429	387	407	450	445	469	422	425	463	5158
利用率	91.3%	92.3%	93.6%	92.3%	83.2%	90.4%	85.4%	87.3%	89.0%	80.1%	89.3%	87.9%	88.3%

5. 日課

(1) 月～金曜日

時間	内容
5 : 30～ 6 : 30	起床
5 : 30～ 8 : 30	身支度
6 : 00～ 7 : 30	朝食
6 : 30～ 8 : 50	事業所へ通所
15 : 40～19 : 00	帰寮
16 : 00～21 : 00	入浴、洗濯
18 : 30～20 : 00	夕食
22 : 00	就寝

(2) 土曜日（日中活動事業所 通所日）

時間	内容
5 : 30～ 6 : 30	起床
5 : 30～ 8 : 30	身支度
6 : 00～ 7 : 30	朝食
6 : 30～ 8 : 50	事業所へ通所
13 : 00～19 : 00	帰寮
16 : 30～21 : 00	入浴、洗濯
19 : 30～20 : 00	夕食
22 : 00	就寝

(3) 土曜日（日中活動事業所 休所日）・祝日・日曜日

時間	内容
5 : 30～	起床
5 : 30～	身支度
6 : 00～	朝食
12 : 00～	昼食
16 : 30～21 : 00	入浴、洗濯
18 : 30～20 : 00	夕食
22 : 00	就寝

※休日、日中は個々で外出（ガイドヘルパー利用）、もしくは生活支援員と過ごす。

6. 重点目標

(1) 健康・衛生・社会生活

- ①利用者が安心して生活を送ることができるよう、個別支援計画に基づき、個々に応じた

サービスを提供する。

→個々のニーズに基づいた個別支援計画を作成し、安心して生活できるよう支援を行った。

②利用者の人権を守り、個性・特性に配慮した自立の助長につながる環境を整備する。

→自分でできることは声掛けや見守りを行い、苦手なことは少しでもできるように補助や声掛けの頻度を多く行い、自信につなげられるよう取り組んだ。

③日々の健康状況を把握すると共に体調不良時は家族や日中活動事業所、医療機関等と連携し早期対応を図る。日中活動事業所等と健康診断結果の情報を共有し、健康状態を把握する。

→朝夕の検温の実施、食事量、体調の確認を毎日行い、健康状態の把握に努めた。体調不良時は通院に繋げ、早期対応を行った。

④3ユニットの食事の提供について職員間で協議し、より良い食事を提供する。

→職員会議等で情報を共有し、食事量や咀嚼について協議を行った。

⑤社会生活を円滑に営むために必要な情報を提供し関係機関と連携し生活の充実を図る。

→地域イベントへの参加や移動支援の利用、グループホーム内でのイベントを通して生活の充実に努めた。

⑥自治会活動を行い、利用者自身で考え、集団の中で話し合う場面を設ける。

→イベント時の内容や食事メニューについて、話し合う機会を設けた。

⑦食事や行事を通して、季節感や楽しみを感じてもらう。

→暑気払いやクリスマス会など、季節に応じた行事を実施した。

⑧自分の空間を大切にしつつも、仲間と一緒に過ごす空間も楽しめるような環境づくりを行う。

→クリスマス会や誕生日会をみんなで実施したり、リビングでコーヒーを飲んで、会話やテレビを楽しむ時間を過ごした。

⑨生活の暮らしやすさと余暇の楽しさを提案し、共に築く。

→利用者、職員ともに話をし、みんなが快適に過ごせるように努めた。季節に応じた食事やイベントを実施し、季節ごとの楽しみを提案した。

⑩利用者、家庭、日中活動事業所等と情報を共有し、くめがわ移転に伴う生活環境の変化に対応できるよう体制を整備する。

→通勤練習の際は、随時情報を共有し、問題点等を確認し、通勤同行などの補助を行い、体制整備に取り組んだ

(2) 給食

栄養基準量（一人当たりの栄養基準量）

	熱量	蛋白質	炭水化物	脂質	カルシウム	ビタミン		
						B 1	B 2	C
朝	599kal	21.2g	89.5g	15.9g	424.2mg	0.24mg	0.59mg	11.6mg
夕	659kal	23.8g	92.0g	19.4g	444.8mg	0.32mg	0.63mg	11.06mg

※食事の内容などに配慮が必要な方は、主治医の意見に基づき対応する。

→障害や身体状況に合わせて、食材を適度な大きさにカットする補助を行い、安全に食事ができるよう取り組んだ。

(3) 年間行事

	内容
4月	お花見会（桜まつり）
5月	余暇支援（カラオケ、映画、温泉）
6月	
7月	七夕
8月	余暇支援（暑気払い：外食、花火）
9月	
10月	
11月	法人運動会
12月	クリスマス会
1月	初詣、成人を祝う会
2月	
3月	

7. 防災訓練

①防災計画に基づき、利用者や職員が災害時等に安全に避難できるよう、会議や研修等を通じて防災意識の向上に努める。

→職員、利用者ともに地震発生時の行動について話をし、確認を行った。また、防災の研修に参加し、意識向上に努めた。

②災害時等の利用者の安全を確保するため、年2回の防災訓練を行うとともに、地域で開催される自主防災訓練等にも参加する。

→地域での防災訓練には参加できなかったが、グループホーム内で防災訓練を実施した。

③非常食や非常用の薬の準備を行うとともに、緊急時の連絡先等の管理を行う。

→非常用物品の確認、補充を行い、新たに入った利用者とともに全員の情報を整理した。

8. 地域との交流

地域で開催されるお祭りや行事等に参加し、地域住民等との交流を深める。

→地域のハロウィン祭りは中止になってしまい参加できなかったが、桜まつりに参加した。

9. 職員研修

法人内研修や外部研修に積極的に参加し、利用者の人権擁護・虐待防止やサービスの質の向上に努める。

研修名	実施日	主催	実施場所	参加者
障害者共同生活援助 事業説明会	7/18～7/31	公益財団法人 東京都福祉保健財団	オンデマンド配信	近藤 義登
ミニ研修会	8/26	社会福祉法人山鳩会	ひなたの道	越知 泰彰
山鳩会 合同職員会議	10/2	社会福祉法人山鳩会	ひなたの道	全職員

障害者グループホーム 従事者基礎研修	10/27～ 11/16	公益財団法人 総合保健推進財団	オンライン配信	塩野 実
障害者グループホーム 管理者研修	9/10～11/26 11/7	公益財団法人 総合保健推進財団	オンデマンド配信 代々木オリンピックセンター	清水 元宏
安全運転講習	11/17	社会福祉法人山鳩会	ひなたの道	常勤職員
ミニ研修会	12/8	社会福祉法人山鳩会	ひなたの道	清水 元宏
食品衛生責任者 講習会	12/8	一般社団法人 東京都食品衛生協会	ホテルエミシア 東京立川	塩野 実
自衛隊から学ぶ災害時 の行動と備え	12/9	東京都社会福祉協議会	オンライン配信	近藤 義登
集団指導	1/14～2/16	東京都福祉局	オンデマンド配信	近藤 義登

10. 職員会議

利用者が安心して生活を送ることができるよう、情報共有や研修などを目的として、月1回職員会議を行う。

→毎月実施し、情報の共有や課題解決に向けた意見交換を行った。

11. 業務改善

支援の向上・充実を図る為、業務の簡素化を行い、誰が見てもわかるマニュアルの構築・作成を行う。

→業務日誌や伝言ノートを活用し、情報共有を行っている。また、マニュアル作成をし、支援の統一、向上、充実に努めている。

12. 事業継続計画（BCP）

（1）防災

計画に沿った形で法人全体での訓練の実施、研修の実施を行う。また、定期的に会議を開催し、より実効性の高い防災対策を検討する。

→伝言ダイヤルやアプリを使った訓練を実施した。BCP委員会に参加し、より実効性の高い防災対策について話し合いを行った。

（2）感染症

計画に基づき、連絡調整や対応手段を整理し、感染症発生時にも円滑に事業の継続または再開をするための体制づくりをする。

→日頃から検温や体調確認に努め、罹患時は家庭、通所事業所と情報を共有し、対応をしている。感染症対策委員会に参加し、対策について話し合いを行った。

13. 苦情解決、個人情報保護、権利擁護、虐待防止、身体拘束の適正化、セクシャルハラスメント防止

（1）苦情解決

①利用者からの苦情解決実施要綱に基づき、苦情に対しては真摯に受け止め迅速且つ円滑な解決方法を見出せるよう努める。

→近隣からの苦情があったが、日頃からの関係構築や早期の対応により、円滑な解決に導くことができた。

②担当窓口及び第三者委員を掲示し、苦情解決への仕組みを利用者・家族へ周知する。

→苦情窓口を記載した掲示物を貼り、周知している。また家庭には、何か問題があった場合は担当者まで連絡してもらうよう、普段から関係構築に努めている。

(2) 個人情報保護

個人情報保護規定に基づき、個人情報の取り扱いには細心の注意を払い、データの管理を適切且つ安全に扱う。

→施錠できる書庫で保管し、細心の注意を払って管理をしている。

(3) 権利擁護・虐待防止・身体拘束の適正化

①人権の擁護、虐待防止等に関する運営委員会、担当職員を配置し、必要な支援体制の整備を行う。

→虐待防止委員会に参加し、協議している。資料やマニュアルは回覧し、全職員へ周知し、意識向上に努めている。

②身体拘束の対策を検討する委員会を定期的を開催する。

→虐待防止委員会に参加し、協議している。資料やマニュアルは回覧し、全職員へ周知し、意識向上に努めている。

③職員は、虐待防止の啓発・普及、身体拘束の適正化に関する研修を受講する。

→全体職員会議にて実施した。資料やマニュアルは回覧し、いつでも見られるようにして、意識向上に努めている。

(4) セクシャルハラスメント防止

担当職員を配置し、セクシャルハラスメントの防止、対応にあたる。

→入浴支援など同性介助を徹底し、実施した。

苦情解決

	氏名	連絡先
責任者	近藤 義登	042-306-0726
担当者	清水 元宏	042-306-2750
第三者委員	端山 幸子	同上

セクシャルハラスメント

	氏名	連絡先
責任者	近藤 義登	042-306-0726
担当者	清水 元宏	042-306-2750

虐待防止・身体拘束の適正化

	氏名	連絡先
責任者	近藤 義登	042-306-0726
担当者	清水 元宏	042-306-2750